

生活保護第三者行為求償推進事業専門相談員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護第三者行為求償推進事業の施行に伴い生ずる問題について相談員を設置し専門的知見から支援を行なわせることにより求償事務の円滑化を図り、もって第三者行為により生活保護者が有する損害賠償金に係る債権の回収を図ることに資することを目的とする。

(設置)

第2条 生活保護第三者行為求償事業の施行に伴い生ずる問題について、交通事故など民事の法律関係の専門的知見から支援を行なわせることにより、求償事務の円滑化を図り、もって損害賠償金の回収を図るため、生活保護第三者行為求償推進事業専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置く。

(専門相談員の要件)

第3条 専門相談員は次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弁護士等の資格を有する者
- (2) 人格、識見に優れ、社会福祉に対する理解を有する者

(専門相談員の業務)

第4条 専門相談員は、生活保護・自立支援室担当課長からの要請に基づき次の各号について、専門的支援及び必要な助言を行うものとする。

- (1) 交通事故等第三者行為に係る法律上の問題について、専門的知見による技術的な助言
- (2) 民事の法律関係についての専門的知見による技術的な支援

(専門相談員の依頼)

第5条 生活保護・自立支援室は、前条に定める業務に関する専門的な知識経験を有する者に依頼し、その業務時間において川崎市職員研修講師謝礼支払

基準に準じ謝礼金を支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。